

4、大野地域総合相談支援センター

1、事業方針

在宅の要援護または要援護となるおそれのある高齢者、障がい者、子育て世帯を含めた総合相談業務を行なうことにより、地域住民のニーズや不安にワンストップで対応し、誰もが安心して暮らせる地域を実現するため、重要な窓口としての役割を保健・医療・福祉サービス、機関と連携協力し、または制度の利用につなげる等の支援を行います。

2、職員組織体制図



3、会議

会議名	開催日時	出席者
居宅会議	毎月 10 日	介護支援専門員、各相談員
在宅会議	毎月第 2 月曜	各在宅事業所
連絡会議	毎週金曜日	各事業所
夜間園内研修	毎月 1 回	職員全員
職員会議	毎月 21 日	在宅職員全員

4、委員会

別紙委員会に準じます。

5、事業目標

- (1) 大野町全域において高齢者・障がい者・子育て世帯の住人が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるように総合相談の窓口機能の充実を図ります。
- (2) 在宅福祉における各種サービスの利用者への周知を図ると共に関係機関との連携を図り当該サービスに係る申請、更新の手続きに応じます。
- (3) 要援護となるおそれのある高齢者・障がい者・子育て世帯の心身の状況やその家族の状況実態を把握すると共に、ニーズ、課題等の把握を行ないワンストップで対応します。

6、事業内容

- (1) 相談業務（高齢者・障がい者・子育て支援の相談対応）
各種相談の対応と相談に応じて専門機関へ速やかに連絡し、相談の継続性および早期問題発見により自体の深刻化防止に努めます。

(2) 実態把握

介護保険を利用していない一般の高齢者に対して、配食サービスの利用者実態把握（申請・更新）、軽度生活援助の利用者実態把握（申請・更新）、住宅改修が必要な利用者の実態把握（申請・理由書作成）、2次予防対象者等の実態把握、認知症早期発見、認知症・うつ対象者等の認知症スクリーニング実態把握、介護保険申請の代行、相談における家族構成等の実態把握を行ない必要なサービスの提供、地域資源の情報提供を行ない介護予防事業にもつなげます。

(3) 支援

当事業所が地域資源の一部であることを自覚し、認知症高齢者家族支援事業「わすれな草の会」の開催・有償ボランティアへの包括的コーディネーター、新たなサービスの創出、地域の担い手育成に努めます。

(4) 連絡会

地相センター・地域包括支援センター・社会福祉協議会・行政・民生委員・ボランティア等の連絡会に出席いたします

会議名・行事	開催日	出席者
民生委員協議会	毎月第2水曜	社協事務局・民生委員・支所・地相
高齢者サービス検討会	毎月	高齢者福祉課・介護保険課・ 包括支援センター 支所地域福祉課・各地相
地相連絡会	隔月	高齢者福祉課・包括・地相
大野事業所連絡会	隔月	大野町事業者
大野地区社会福祉協議会定例会	隔月	構成委員 15名
要保護児童個別支援会議	年2回	各関係者
地域住民支援技術研修会	年2回	地域総合相談支援センター業務従事者

地域支援（配食サービス）

食事の調理が困難な高齢者及び障害者に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該高齢者等の安否を確認することにより、高齢者等が住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、高齢者等の保健福祉の向上を図ることを目的とします。

利用者は公費者（市から委託）と実費者（個別契約者）の2区分となっており、公費負担者はおおむね65歳以上の単身世帯・おおむね65歳以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯・その他市長が特に定める者とし1食 400円で提供を基本といたしますが、区分により1食100円の助成が受けられます。

提供には、豊後大野市が必要であると判断された方に対し、配食サービス依頼書に基づきサービスを提供していきます。また、実費負担者については、事業所が必要だと判断した方（個別契約となります）1食750円で提供を致します。提供時には、安否確認を図ると共に、対象者の状態に異変がないか、細心の注意を図っていきます。